

業務委託随意契約結果(特名随意契約)

大阪府立十三市民病院

No.	案件名称	契約の種類	契約の相手方	契約金額(円) (税込)	契約日	WTO	随意契約理由	備考
1	コンピュータドラジオグラフィシステム保守点検業務	機器保守	富士フィルムメディカル(株)	5,025,300	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
2	全身麻酔装置及びベッドサイドモニター保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	1,260,000	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
3	MRI装置保守点検業務	機器保守	GEヘルスケア・ジャパン(株)	11,550,000	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
4	コージェネレーションシステム定期点検業務	機器保守	大阪ガス(株)	7,350,000	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
5	経営改善支援業務	その他	(株)麻生	10,710,000	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	
6	体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務	機器保守	ドルニエメドテックジャパン(株)	2,940,000	平成24年4月1日	-	その性質又は目的が競争入札に適しないもの	

上記結果は、2名以上の者から見積書を徴する方式(いわゆる比較見積)によらない場合です。

特名理由書

1 案件名称
コンピューテッドラジオグラフィシステム保守点検業務

2 契約の相手方
富士フィルムメディカル(株)

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されているコンピューテッドラジオグラフィシステムは(以下、「システム」という。)は富士フィルムメディカル株式会社製である。

当該システムはエックス線撮影をデジタル処理することにより鮮明な画像を安定的に出力し、かつ、画像処理条件を装置内部で変更できるものである。さらにCT・エックス線テレビ撮影装置・MRI・ガンマカメラなどの画像情報を一元管理することも可能である。

システムの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、診療業務に大きな影響を与えることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務を富士フィルムメディカル株式会社に委託する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課(電話番号 06-6150-8026)

特名理由書

1 案件名称

大阪市立十三市民病院全身麻酔装置保守点検業務

2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン株式会社大阪支店

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている全身麻酔装置（以下、「装置」という。）はデーテックス・オメガ株式会社製である。

デーテック・オメガ株式会社は昭和 50 年に設立され、麻酔及び麻酔関連製品・患者監視装置等の医療機器の製造・販売を行っていたが、平成 16 年 10 月 1 日に GE 横河メディカルシステム株式会社（現：GE ヘルスケア・ジャパン株式会社）に事業統合された。

本装置は手術時における患者の監視や麻酔情報等を医師に提供するため、全身麻酔下における場合には必須の装置である。

装置の機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うには専門的な知識や熟練が必要であること、また、保守点検マニュアルについても公開されておらず、メーカー以外の者が行うことは不可能となっている。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するため、本業務を GE ヘルスケア・ジャパン株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称

MRI 装置保守点検業務

2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン（株）

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている磁気共鳴断層撮影装置は（以下、「MRI」という。）はGE ヘルスケア・ジャパン株式会社製である。

MRIの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、撮影業務ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務をGE ヘルスケア・ジャパン株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称
コージェネレーションシステム定期点検業務

2 契約の相手方
大阪ガス（株）

3 随意契約理由

現在、十三市民病院内のコージェネレーションシステム（以下、「システム」という。）は、大阪ガス株式会社の供給の元で稼働している。

このシステムは、ガスによって作られたエネルギーで電気を発電させるシステムであり、多くの医療機器を抱える病院内の電気供給を行うため、常に正常な状態に保つことがメンテナンスの目的である。「ガス」という危険物を扱う設備のため、事故を未然に防止するという観点からも専門的な知識を有していることが業者選定における条件として必要である。また、このシステムは同社独自のシステムであり、その内容は同社の社外秘密事項である。このため、本システムにかかるメンテナンスは、同社以外での業者では作業が困難である。

よって、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号に該当するため、本委託業務を大阪ガス株式会社に委託する。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称
経営改善支援業務

2 契約の相手方
(株)麻生

3 随意契約理由

十三市民病院の経営収支の改善については病院の最重要課題と位置づけ、費用の削減、収益の確保等に取り組み、経営改善を図ってきたところである。

このような中、経営収支の均衡を目指し H21 年度から外部の経営コンサルタントを導入した。導入後、経営にかかるすべての事項について現状把握と問題点の分析、業務の見直しや改善を順次行い、毎年一定の収支改善を行ってきた。しかし、依然として収支不足の経営状況に変わりなく、引き続き、単年度黒字化を目標として経営改善に取り組むこととしている。

特に H24 年度については、これまで行ってきた十三市民病院の経営実態の分析、問題点の改善等を踏まえ、次のステップとして H23 年度に策定した 24 年度から 4 年間の「中期経営改善計画」を具体的に実施することが主要業務である。この「中期経営改善計画」は現行のコンサル業者が十三市民病院の周辺地域の人口動態、疾病推計、医療環境等の外部環境分析と病院の医師体制等の内部環境分析から策定した改善案と実施工程案であり、具体化には同計画を策定した業者による推進支援と進捗管理は欠かせない。

以上のことから、H24 年度の契約については、引き続き現行の業者に経営コンサルタント業務を委託する方が有効であり、上記業者と特名随意契約を締結することとする。

4 根拠法令
地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号

5 担当部署
大阪市病院局十三市民病院管理課（電話番号 06-6150-8026）

特名理由書

1 案件名称

体外衝撃波結石破碎装置保守点検業務

2 契約の相手方

ドルニエメドテックジャパン(株)

3 随意契約理由

大阪市立十三市民病院に設置されている体外衝撃波結石破碎装置は(以下、「ESWL」という。)はドルニエメディツインテック社(ドイツ)製である。また、ドルニエメドテックジャパン株式会社は同社の日本における唯一の日本社である。

ESWLの機能・性能を維持するためには定期点検をはじめ、消耗品の交換や劣化した部品の交換が不可欠である。また、近年の医療機器は高機能・高性能化が進んでおり、各社独自に研究開発がなされている。このためメンテナンス等を行うにも専門的な知識や熟練が必要で、メーカー以外の人間が行うことは不可能といっても過言ではない。また、メーカー以外の事業者では部品の手配が困難であり、入手にも時間がかかる。この場合、手術の実施ができなくなり診療に大きな影響を与え、患者サービスの低下に繋がることが予想される。

よって、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号に該当するため、本業務をドルニエメドテックジャパン株式会社に委託する。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

大阪市病院局十三市民病院管理課(電話番号 06-6150-8026)